

広島県告示第二百九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定によって、広島県保健医療計画を変更し、平成二十一年四月一日から実施する。

なお、計画書は、広島県健康福祉局保健医療部医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山